

新居浜市の地産地消を推進する標語使用取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新居浜市の地産地消を推進する標語（以下「標語」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、標語とは、次に掲げるものをいう。

(1) 「いただきます！」 今日もおいしい 新居浜産

(使用できる者)

第3条 新居浜市民であれば、何人も標語を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

(1) 新居浜市（以下「市」という。）の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの。

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。

(3) 政治活動及び宗教活動に係るイベント等に使用されるおそれのあるもの。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。

(5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用について不適當であると認めるもの。

2 営利を目的として標語を使用する場合には、予め市長の承認を受けなければならない。

(使用承認申請)

第4条 前条第2項の承認を受けようとするときは、新居浜市の地産地消を推進する標語使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、新居浜市の地産地消を推進する標語使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、新居浜市の地産地消を推進する標語使用不承認書（様式第3号）を交付するものとする。

(1) 申請者が法人であり、その法人の事業所又は営業所が市内に存在しない場合。

(2) 申請者が個人であり、その者が市内に在住している者でない場合。

(使用上の遵守事項)

第5条 標語を使用する者は、標語の文言を改変してはならない。

2 前条の規定により、標語の使用承認を受けた者は、前項に事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 第2条に掲げるものを使用する場合は、「新居浜市の地産地消を推進する標語」との表記を付すこと。

(3) 第2項に規定する表記を付すスペース等の関係で難しいときは、標語の右下に承認番号「新居浜市農標第 号」の表記を付すことをもって代えることができる。

(4) 商品等の完成後については、速やかに市長に提出すること。ただし、商品等の提出が困

難である場合については、その形状のわかる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(承認内容の変更)

第6条 標語の使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、予め新居浜市の地産地消を推進する標語使用変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、新居浜市の地産地消を推進する標語使用変更承認書（様式第5号）を交付するものとし、適当でないと認めたときは、新居浜市の地産地消を推進する標語使用変更不承認書（様式第6号）を交付するものとする。

(違反等に対する取扱い)

第7条 標語を使用している者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求又は必要な指示（以下「請求等」という。）を行うことができる。

2 標語の使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、その承認を取消すことができる。

3 前2項の規定による請求等及び承認の取消し、並びにその他標語の使用に関し、使用者が損害を受けたとしても、市は一切の責任を負わない。

(庶務)

第8条 標語の取扱いに関する庶務は、新居浜市農林水産担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、標語の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

この要領は、平成21年11月25日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

新居浜市の地産地消を推進する標語使用申請書

年 月 日

新居浜市長

【申請者】住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名
電 話 番 号

新居浜市の地産地消を推進する標語使用取扱い要領第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用する標語	「いただきます！」 今日もおいしい 新居浜産
使用目的	
使用方法	
日時・期間等	
連絡先	
添付書類	1. 標語の用途がわかるもの 2. その他

様式第2号（第4条関係）

新居浜市の地産地消を推進する標語使用承認書

年 月 日

様

新居浜市長

年 月 日付けで申請のありました新居浜市の地産地消を推進する標語の使用については、次のとおり承認したので、新居浜市の地産地消を推進する標語使用取扱い要領第4条第2項の規定により、通知します。

承認番号	新居浜市農標第 号
承認する標語	「いただきます！」 今日もおいしい 新居浜産
承認内容	1. 提出した標語使用申請書の申請内容どおりに使用すること。 2. 商品等の完成後、現物を速やかに提出すること。商品等の提出が困難である場合は、その形状のわかる写真を提出すること。 3. 新居浜市の地産地消を推進する標語使用取扱い要領を遵守すること。 4. その他

様式第3号（第4条関係）

新居浜市の地産地消を推進する標語使用不承認書

年 月 日

様

新居浜市長

年 月 日付けで申請のありました新居浜市の地産地消を推進する標語の使用については、次のとおり不承認としたので、新居浜市の地産地消を推進する標語使用取扱い要領第4条第2項の規定により、通知します。

不承認根拠	新居浜市の地産地消を推進する標語使用取扱い要領 第 条第 項第 号に該当するため。
不承認理由	

様式第4号（第6条関係）

新居浜市の地産地消を推進する標語使用変更承認申請書

年 月 日

新居浜市長

【申請者】住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名
電 話 番 号

新居浜市の地産地消を推進する標語使用取扱い要領第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用する標語	「いただきます！」 今日もおいしい 新居浜産
使用目的	(変更前)
	----- (変更後)
使用方法	(変更前)
	----- (変更後)
日時・期間等	(変更前)
	----- (変更後)
連絡先	
添付書類	1. 標語の用途がわかるもの 2. その他

様式第5号（第6条関係）

新居浜市の地産地消を推進する標語使用変更承認書

年 月 日

様

新居浜市長

年 月 日付けで申請のありました新居浜市の地産地消を推進する標語の使用変更については、次のとおり承認したので、新居浜市の地産地消を推進する標語使用取扱い要領第6条第2項の規定により、通知します。

承認番号	新居浜市農標第 号
承認する標語	「いただきます！」 今日もおいしい 新居浜産
承認内容	1. 提出した標語使用変更申請書の申請内容どおりに使用すること。 2. 商品等の完成後、現物を速やかに提出すること。商品等の提出が困難である場合は、その形状のわかる写真を提出すること。 3. 新居浜市の地産地消を推進する標語使用取扱い要領を遵守すること。 4. その他

様式第6号（第6条関係）

新居浜市の地産地消を推進する標語使用不承認書

年 月 日

様

新居浜市長

年 月 日付けで申請のありました新居浜市の地産地消を推進する標語の使用変更については、次のとおり不承認としたので、新居浜市の地産地消を推進する標語使用取扱い要領第6条第2項の規定により、通知します。

不承認根拠	新居浜市の地産地消を推進する標語使用取扱い要領 第 条第 項第 号に該当するため。
不承認理由	